

市第38号議案 横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の全部改正

市第47号議案 横浜市農業委員会委員の費用弁償条例の一部改正

平成28年4月1日に、農地のより一層の有効利用等を図るため、農業委員会法が改正され、農業委員の定数や選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設について定められました。

本市では、この法改正を受け、「横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例」及び「横浜市農業委員会委員の費用弁償条例」について改正を行います。

今回は、この内容についてご説明いたします。

1 農業委員会法改正の内容

(1) 農業委員選出方法の変更

- ・ 公選制から議会の同意を要件とする市長の任命制へ変更
- ・ 募集については、市長が、農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めるとともに、公募も実施
- ・ 原則として委員の過半数は認定農業者
- ・ 利害関係を有しない者を含み、年齢・性別に著しい偏りが生じないよう配慮が必要

(2) 「農地等の利用の最適化の推進※」が農業委員会の事務として重点化

- ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、任意業務から必須業務へ変更

※ 農地等の利用の最適化の推進とは

　　担い手が耕作する分散した農地の一団化や、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進等を図ること

(3) 農地利用最適化推進委員の新設

- ・ 農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を委嘱
- ・ 募集は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募により、農業委員と同時期に実施
- ・ 主な業務は、担当区域における農地の利用状況調査や、農地利用の権利関係の調整、あっせん等の現場活動
- ・ 農業委員と連携し、農地等の利用の最適化を推進

(4) 農業委員会の事務処理を行う部会の設置について

- ・ 法改正前は、農業委員会に農地の権利移動の許可等の事務を処理するための農地部会と、その他の事務を処理するための部会を設置することができると規定
- ・ 今回の改正では、事務の内容別の部会ではなく、区域別にその区域の全ての事務を行う部会を設置できると規定

2 条例の改正内容

(1) 横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例

- 農業委員選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設を受け、条例名を「横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例」から「横浜市各農業委員会の委員等の定数に関する条例」に変更
- 各農業委員会の委員等の定数は、下表のとおり、法令で定められた上限の人数

	定 数	
	農業委員	農地利用最適化推進委員
中央農業委員会	19人	19人
南西部農業委員会	14人	11人

- 条例では、横浜市中央農業委員会のみ農地部会及び農政部会を設置したが、今回の法令の改正に伴い、その部会を廃止

(2) 横浜市農業委員会委員の費用弁償条例

- 本条例は農業委員の市外出張の旅費支給を定めたもの
- 農地利用最適化推進委員の新設を受け、条例名を「横浜市農業委員会委員の費用弁償条例」から「横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例」に変更
(支給額は、農業委員と同額)

3 スケジュール(予定)

平成 28 年 11 月	農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集
12 月	府内評議会により農業委員候補者を選考
平成 29 年 1 月	農業委員候補者の決定
5 月	第 2 回市会定例会で農業委員候補者案を提出
8 月 18 日	市長が農業委員を任命 ※ 現農業委員の任期 平成 29 年 8 月 17 日
8 月 18 日以降	農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱

1 法改正に伴う農業委員・農地利用最適化推進委員の業務

【現行の農業委員会】

農業委員の主な業務

農地の貸借・売買の許可

農地基本台帳の管理

農地の利用状況調査

農地転用許可の審査

農業者の要望実現の取組

農地利用の権利関係の調整やあっせん

農地の貸し借りを通じた利用集積等
農地利用最適化に向けた業務を重点化

【改正後の農業委員会】

農業委員の主な業務

農地の貸借・売買の許可

農地転用許可の審査

農地基本台帳の管理

農業者の要望実現の取組 等

農業委員会の総会で審議決定

連携

農地利用最適化推進委員の主な業務

農地の利用状況調査

農地利用の権利関係の調整やあっせん 等

担当区域における現場活動

2 委員選出の流れ

【農業委員の選出】

市長が募集

地域の農業者や農業団体

応募・推薦

市長が、応募・推薦情報を公表

府内評価会議で選考

市長

議会

→

同意

任命

農業委員

【農地利用最適化推進委員の選出】

各農業委員会が募集

地域の農業者や農業団体

応募・推薦

農業委員会が、応募・推薦情報を公表

農業委員会で選考

農業委員会

委嘱

農地利用最適化推進委員

3 農業委員定数及び農地利用最適化推進委員定数について

(1) 法令による農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数の考え方

ア 農業委員は、下表の区分に応じ定数の上限を定めています。

区分	委員定数上限
① 農業者世帯数が 1,100 以下、又は農地面積が 1,300ha 以下の農業委員会	14人
② ①及び③以外の農業委員会	19人
③ 農業者世帯数が 6,000 を超え、かつ農地面積が 5,000ha 超える農業委員会	24人

イ 農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数以下とされています。

(2) 本市の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数

農業委員会	農業委員		農地利用最適化推進委員		計	
	現行定数	改正後		改正後		
		法令上の定数(上限)	本市の定数案	法令上の定数(上限)	本市の定数案	
中央農業委員会 農地面積 1,859ha 農家戸数 3,412 戸	37人	19人	19人	19人	19人	38人
南西部農業委員会 農地面積 1,006ha 農家戸数 1,742 戸	27人	14人	14人	11人	11人	25人
計	64人		33人		30人	63人